都市建設委員会資料
令和５年９月２６日
都市整備部都市計画課

国際興業バスの運賃改定申請及び区コミュニティバスの運賃改定について

国際興業株式会社は、8月1日付で、東京都内の乗合バス運賃の上限運賃改定認可申請を行ったと発表した。これを受けて、国際興業バスと同一の運賃体系としている区コミュニティバス「りんりんＧＯ」（以下「りんりんＧＯ」という。）」の運賃改定を実施することとし、以下のとおり報告する。

１　区内の路線バスの現状

板橋区では、区内外の鉄道駅を結ぶ形で路線バス網が形成されており、そのほとんどが国際興業バスである。

また、区内の「相対的に公共交通サービス水準が低い地域」に対する取組みとして、区の補助のもと、国際興業株式会社が下赤塚駅～新高島平駅間で「りんりんGO」を運行し、地域の公共交通サービス水準の向上を図るとともに、区内の観光・文化の振興に寄与している。

なお、国際興業バスの現行運賃は、平成9年12月より26年間改定されていない。

２　運賃改定の概要

(1)　運賃改定実施予定日　　令和5年11月1日（水）

(2)　対象路線　　国際興業バス　東京都内の全路線
（「りんりんＧＯ」を含む）

(3)　現行・申請運賃比較

	現行運賃		実施運賃（予定）		申請上限運賃	
	現金	ＩＣ	現金	ＩＣ	現金	ＩＣ
普通旅客運賃	220円	220円	230円	230円	240円	240円
同　定期券（通勤一か月）	9,810円		10,250円		10,700円	

※申請上限運賃とは事業に必要な原価に対し算出された、事業者が収受してよい運賃の上限額

（参考）国際興業(株)HP「東京都内路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の申請について」
https://5931bus.com/news_details/id=3460

３　改定理由

(1)　国際興業バスに関して

・少子高齢化やコロナ禍等により公共交通機関の需要が低迷している。

・「2024 年問題」といわれる「自動車運転業務の従事者の労働時間規制の強化」により、運輸業界全体で担い手不足が深刻化し、人材確保のために人件費が増加している。

・昨今の国際情勢の変化により燃料費が高騰している。

(2)　「りんりんＧＯ」に関して

・補助金額が人件費と燃料費の上昇に伴って増大しており、令和 4 年度は令和 2 年度と比較して約 600 万円増加している。

・運行経費に対する収支率を改善させる。

・国際興業バスと同一の運賃体系を維持することで、国際興業株式会社が発行する各種の乗車券類等の取扱いを揃え、地域における一貫したバスサービスの提供を継続する。

※「りんりんＧＯ」は運行経費と運賃収入の差額を区が補助している。

出典：資源エネルギー庁 HP「石油製品価格調査」9 月 4 日現在

４　今後の取組み

公共交通機関の利用者減少による収支の悪化や、人件費・燃料費の高騰の継続、バス運行の担い手不足などは、更なる区内路線バスの減便や系統廃止につながっていく。

区内の利便性の高い公共交通サービスを維持していくことを目的として、様々な外出機会を捉えて、バス路線の認知度を高める、実際に利用してもらう等の公共交通の利用促進への取組みを積極的に行っていく。また、更なる利便性向上のため、鉄道駅での交通結節機能の強化の検討を実施していく。

参考資料

１　「りんりんＧＯ」で利用可能な主な乗車券類

券　種	金　額 （大人・改定後 230 円区間）	概　要
ＩＣ一日乗車券	700 円	国際興業バス全路線で利用可能 (飯能営業所(埼玉県)の路線、 一部のコミュニティバスを除く)
金額式ＩＣ定期券	（通勤６ヶ月）52,580 円 （通学６ヶ月）41,960 円	国際興業バス 230 円区間で 乗り降り自由
ばすく～る 365 (年間通学定期券)	59,800 円	有効期間は 4/1～3/31 の１年

※ 国際興業バスは、東京都（主に板橋区、北区、豊島区、練馬区）のほか、埼玉県（主に川口市、さいたま市）においても営業している。

２　運輸業界の「2024 年問題」概要

バスやタクシー等の″自動車運転業務″では、「働き方改革関連法」を受けて、2024 年４月１日より「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示)」の改正が適用となる。主な改正内容は以下のとおり。

①　１年間の拘束時間、原則 3380 時間以内　→　原則 3300 時間以内

②　１日の休息時間、最低８時間　→　11 時間以上を基本とし、最低９時間

この改正に伴い、夕方からの帰宅ラッシュ時に従事した乗務員が 22 時に退勤した場合、基本的に翌日９時まで出勤ができず、朝方の通勤・通学ラッシュ時の運行に携われないことになる。

朝の通勤・通学ラッシュ時の運行のため、別の乗務員の確保が必要となるが、確保ができない場合は、運行本数を削減せざるを得なくなる。

３　公共交通機関の利用促進の取組み（令和４年度）

（1）　バスの認知向上の取組み（９月～）

東武東上線６駅（東武練馬～下板橋）での駅周辺の交通案内図（デジタル連携マップ）の掲出を開始した。

※ デジタル連携マップは、区ホームページからダウンロード可能。（スマートフォンから二次元バーコードを読み込んで表示）

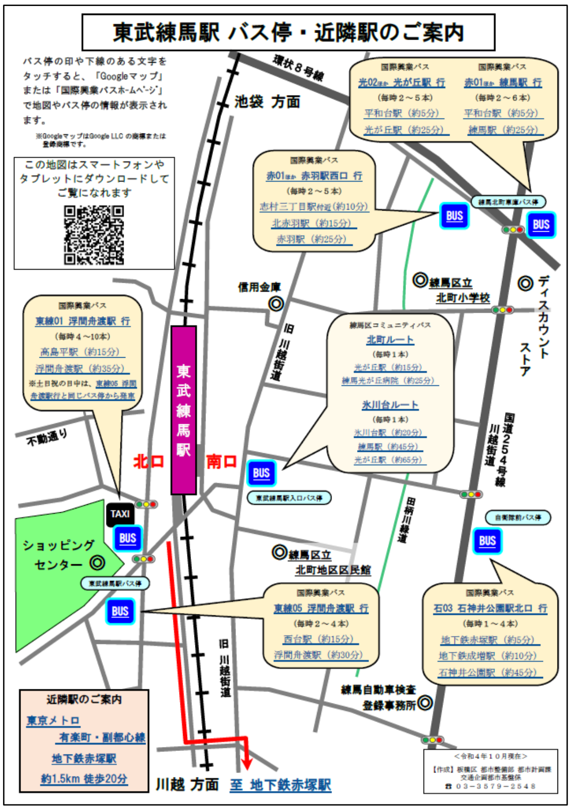

（2）　外出を促す取組み（２月・＃いたばしハートたび ）
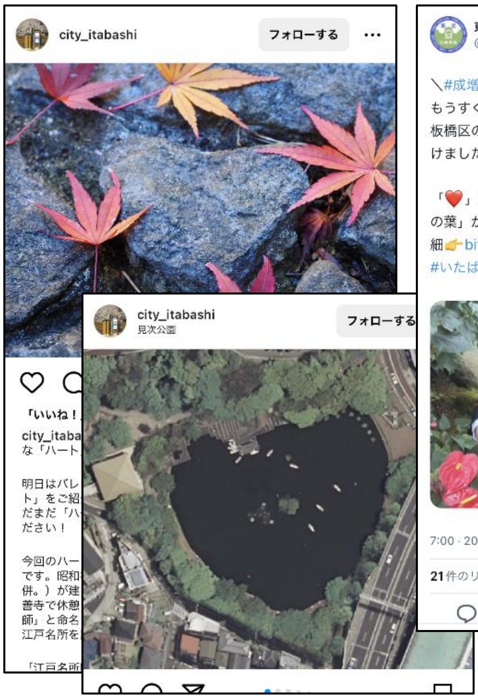
区の公式ＳＮＳにおいて、区内の素敵な場所を紹介する投稿配信を実施。関係各課、東武鉄道や国際興業の公式ＳＮＳとも連動して情報発信を行った。